

新潟県条例第20号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例（平成27年新潟県条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																												
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>市 町 村</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>佐渡市</td><td>212人</td></tr> <tr> <td>魚沼市</td><td>120人</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>津南町</td><td>38人</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	市 町 村	定 数	（略）		佐渡市	212人	魚沼市	120人	（略）		津南町	38人	（略）		民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>市 町 村</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>佐渡市</td><td>217人</td></tr> <tr> <td>魚沼市</td><td>122人</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>津南町</td><td>39人</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	市 町 村	定 数	（略）		佐渡市	217人	魚沼市	122人	（略）		津南町	39人	（略）	
市 町 村	定 数																												
（略）																													
佐渡市	212人																												
魚沼市	120人																												
（略）																													
津南町	38人																												
（略）																													
市 町 村	定 数																												
（略）																													
佐渡市	217人																												
魚沼市	122人																												
（略）																													
津南町	39人																												
（略）																													

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。